

総 則

第1 目的

本審査基準は、消防法（昭和23年法律第186号）及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）並びに危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）の規定に基づき設置される危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準について統一的な運用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 運用上の留意事項

- 1 本審査基準は、法令基準のほか行政指導基準を定めたものであり、行政指導基準については、危険物施設の関係者等に安全性の向上のため、本市が付加した行政指導事項も含まれている。
これらの行政指導事項（本文中の「・・・指導すること。」）については、危険物施設の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが危険物施設の関係者等に義務を課すものではなく、あくまでも相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提とする。
- 2 構造及び設備に関する各種技術開発を踏まえて、これらの機能、特性等を十分把握するよう努め、実態にあった指導をすること。
- 3 危険物施設のうち、自主設置及び消防法令以外の法令に基づき設置等するものについても、原則として本審査基準を適用し指導すること。

第3 審査基準の適用

施行日以前の運用によって規制している危険物施設については、本審査基準にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

なお、この場合においても本審査基準を適用できる場合にあつては、当該適用を妨げないものとする。

ただし、本審査基準適用開始後において、当該審査基準に係る部分の変更がなされた場合は、原則、本審査基準に定めるところによるものとする。